

仙台市消費生活センター普及啓発用映像制作及び PR 業務に係る公募型プロポーザル
質問に対する回答

番号	該当箇所	質問内容	回 答
1	仕様書 4.(1) ②映像仕様	映像時間が1本あたり15秒以内とありますが、こちらはテレビCMを想定しての長さでしょうか。	映像時間はテレビCM等を参考にはしていますが、用途としてそれに限っているものではありません。
2	仕様書 4.(1)映像制作	本件、映像制作において、貴センターで保有されているキャラクターを活用する必要はありますか。	活用する必要はありません。
3	仕様書 4.(1)映像制作	今回制作した動画は、仙台市ホームページへの掲載や貴センターのYouTube配信及びPRを除いて、活用する予定はありますか。	活用する予定はございます。
4	仕様書 4.(1)①内容 アについて	今回の目的が仙台市消費生活センターの普及啓発ということだが、センターとして特に伝えたい業務内容がありますか。	目的にも記載しているとおおり、当センターは消費生活に関するトラブルの相談窓口であることを周知したいと考えております。
5	仕様書 4.(1)②映像仕様 エについて	仕様書には事例が6件掲載されているが、これ以外の事例が提示されることはありますか。また、6件の事例の中で優先順位等がありますか。	制作時の状況によって、これ以外の事例を提示することも想定しております。事例として示しているものに優先順位はございません。
6	仕様書 4.(2)②期間	PR映像の放映時期はいつ頃の想定でしょうか。	現段階では年内に映像制作終了、1～3月をPR時期と想定しておりますが、提案の内容によっては異なってくるものと考えております。
7	仕様書 4.(1)①内容	「仙台市消費生活センターの業務内容に関する映像と若者向け消費者トラブルの事例に関する映像を1パターンずつ制作しPRに使用。企画提案書に盛り込み提案する映像はそれぞれ2パターンずつ」という解釈をしているが、間違いないでしょうか。	間違いございません。

番号	該当箇所	質問内容	回 答
8	仕様書 7.著作権等の 取扱い	出演者等に対する出演料交渉等の際は、映像を使用したPRの期間とされている令和4年3月31日までを「出演期間」としても構わないでしょうか。もしこの期限を超えて映像の使用予定がある場合は、使用媒体・期間等ご教示いただけますでしょうか。	制作した映像については、委託期間を過ぎた以降も使用を予定しております。 使用媒体や期間等は未定ですが、その点を考慮の上ご提案ください。
9	仕様書 4.(2)②期間	映像を使用したPRの実施期間について「映像完成後から令和4年3月31日まで」とありますが、現時点で想定されている開始時期の目安がありましたらご教示ください。	6の回答のとおりです。